

塩谷町告示第15号

森林法第10条の6の規定により塩谷町森林整備計画を変更したいので、同法第10条の5第7項の規定により塩谷町森林整備計画の案を縦覧に供する。

なお、塩谷町森林整備計画の案に意見のあるものは、縦覧期間が満了する日までに、塩谷町長に対し、理由を付した文書をもって意見を提出することができる。

令和6（2024）年2月2日

塩谷町長 見形 和久

1 縦覧場所

塩谷町役場産業振興課

2 縦覧期間

自 令和6（2024）年2月 2日

至 令和6（2024）年2月29日